



東邦大学

14:00  
14:30  
12  
2025  
(水)  
17

# 2025年度の データからみる 大田区の熱中症

! New!

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策が事業者に義務付けられました。

大田区と東邦大学が連携して開催する「官学連携人材育成講座」。今回は、東邦大学医学部の西脇祐司教授が、2025年度のデータを用いて大田区の熱中症の特徴をわかりやすく説明します。熱中症対策は、医療費・救急搬送の削減といった直接的な効果だけでなく、労働生産性の維持・向上や、区民の安全な生活等といった間接的な効果を通じて、区の経済活性化に寄与することが期待されます。大田区のデータ分析になりますので、来年度の対策や予算を検討する今の時期に、参考になれば幸いです。皆様、ぜひご参加ください。



## 講師

東邦大学医学部  
社会医学講座衛生学分野  
ウェルビーイング地域共創講座社会医学部門  
教授 西脇 祐司

## 概要

- 大田区の熱中症による救急搬送の現状
- 大田区と東京都の熱中症搬送データの比較
- 年代別、性別、地域別にみた熱中症発生の特徴
- 大田区の特徴のまとめ

## 対象

大田区産業振興協会職員および関連団体  
大田区職員および関連団体  
大田区内に勤務されている方



## 事前申込

〆切 12月15日(月)12:00

事前申込フォームに必要事項を記載し、お申し込みください。当日視聴用のZoomURLは12/16午前中までに、ご登録されたアドレスに送信します。

※12/16午前中までに参加URLのメールが届かない場合は、東邦大学教育・支援センターまでご連絡ください。  
<edu-support@jim.toho-u.ac.jp>

←事前申込フォーム

HPの申し込みフォームからも可能です。



大田区官学連携



! New!

令和7年6月1日  
スタート!

□ 令和7年6月1日に  
改正労働安全衛生規則が  
施行されます

## 職場における 熱中症対策の 強化について

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。  
※報告を受けるだけでなく、職場巡回やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の状況がある作業者を積極的に把握するよう努めましょう。
- 2 热中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、  
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等  
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するため必要な措置の実施手順の作成及び関係作業者への周知  
※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。  
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。  
※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

出典：厚生労働省 職場における熱中症対策の強化について